産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます

詳しくは市HPへ

問い合わせ

太宰府市役所　国保年金課 国保年金係
☎092-921-2121(内線311)
メール:kokuhonenkin@city.dazaifu.lg.jp

1 以下の全てに当てはまりますか？

- 太宰府市国民健康保険に加入している
- 妊娠85日(4カ月)以上である
  (流産<人工妊娠中絶含む>、早産、死産も対象です)

2 市役所へ申請しましょう！

申請に必要なもの

① 出産(予定)日がわかるもの
(母子健康手帳など)

② 来庁者の本人確認書類
(顔写真付き)

市役所1階4番窓口
(**国保年金課**)へ
申請してください

社会保険等に加入している方は、
健康保険組合等にお問い合わせください

免除となる国保税

所得割および均等割（平等割は免除対象外）

免除される期間

：免除期間

単胎妊娠の場合

出産（予定）月の前月から、**4**ヶ月間

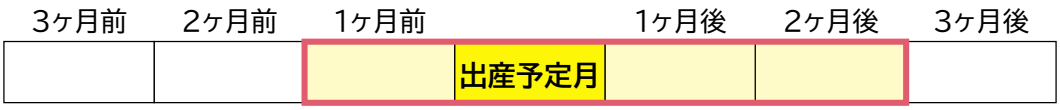

多胎妊娠（双子以上）の場合

出産（予定）月の3ヶ月前から、**6**ヶ月間

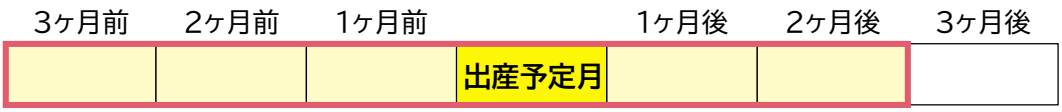

よくある質問

Q. 出産した人本人しか申請できませんか？

A. 同一世帯の人であれば、本人以外でも申請できます。
手続きする人の本人確認書類（顔写真付き）と、申請に必要な書類をそろえてください。
別世帯の人が申請する場合は、委任状も必要です。

Q. すでに保険税を納めていますが、戻ってきますか？

A. 保険税の免除後、納めすぎとなっている分は後日還付します。

Q. 申請しなくても、自動で免除されないのですか？

A. 本市では対象者全員を把握できないため、対象となる人は必ず申請してください。

問い合わせ
太宰府市役所　国保年金課 国保年金係
☎092-921-2121（内線311）　メール：kokuhonenkin@city.dazaifu.lg.jp